

# 生坂スカイスポーツ公園

## パラグライダー パイロット証以上及びビジター利用規約

2009年5月制定 2018年5月・2023年3月改正

### はじめに

生坂スカイスポーツ公園(以下公園という)でのパラグライダーの利用は、パイロット証以上の技能証を所持している方の利用を基本としています。パイロット証未満の方の利用は所属スクールの管理下での利用となります。

登録スクールの利用規約は別に定めてあります。

### 重要項目

- (1) 私たちフライヤーは、テイクオフ・ランディング近郊集落の生活道路を通行し、民家の上空を飛行しています。地元住民の皆さん及び生坂村のご理解、ご協力があってフライトする事が出来ています。これらのことをご理解いただいた上で ご利用をお願いします。
  - ① 生活道路は静かな運転で、すれ違いは地元車を優先。笑顔と挨拶も忘れずに。
  - ② 公園近辺の集落の草刈り、水路掃除、ゴミ拾い、お祭り などにもご協力お願いします。
  - ③ 公園の作業は、掲示板等でお知らせしますので、協働で作業をお願いします。
- (2) スカイスポーツを含め自然には危険が多く、万一の事故、損害など発生する可能性は常にあります。公園利用にあたっては、飛行用具および装備の選択、テイクオフ、ランディング、フライトに係る情報の収集など飛行に関すること全てを各人が自らの責任、判断で行ってください。
- (3) 万一の事故 損害に対し、生坂村及び公園に関係する個人、団体は一切の責任を負いません。すべて、自己の責任あるいは講習を行うスクールの責任において利用してください。

### 1. 管理団体

- (1) 公園は、年間利用者で組織する生坂スカイスポーツ公園管理委員会(以下管理委員会という)が生坂村から委嘱を受け、非営利で管理、運営を行っています。
- (2) 当管理委員会は 公園利用の規約を作成し、フライヤーに周知しますが、フライトに関する管理はしません。自立した利用をお願いします。
- (3) 公園の年間利用登録をされた人は管理委員会の会員となります。随時入会できます。
- (4) 公園を利用される皆さんに負担していただくお金は、フライトに対する費用ではありません。気持ちよく公園を利用できるように、草刈、芝刈り、清掃費用、吹き流し設置費用、などの公園施設環境整備費に充当しています。

### 2. 利用にあたって

- (1) 公園の整備は、管理委員会の活動に賛同する利用者のボランティア作業で行なわれています。施設・設備などに不備があったときは、お互いに協力し安全の確保に努力をお願いします。
- (2) 管理委員会は気象条件などの判断で、講習、フライトを取りやめるように指示することがあります。
- (3) 気象状況、注意事項などは、各自 必要な情報を入手してください。
- (4) 当日の利用者は掲示板を確認してください。

### 3. 登録資格

- (1) パラグライダー
  - ① JHFフライヤー会員登録など、第三者責任賠償保険に加入していること
  - ② JHFパイロット証 同等以上の資格を有すること。

## 4、登録

(1) 利用登録の種類、期間と費用について。

- |        |          |          |
|--------|----------|----------|
| ① 年間登録 | 登録日から1年間 | 10,000 円 |
| ② 一日登録 | 登録日のみ    | 1,000 円  |

※一日登録に限り、JHF/JPA が定めるインストラクター以上の有資格者の責任に於いて、同行のパイロット未満の練習生のフライトは可能とする。

- (2) 登録は、それぞれの登録用紙に記入し、券売機のチケットの半券を張り付けてください。残りの半券は有効期限内、各自 保管をお願いします。
- (3) 登録簿は、フライト(グラハン、立ち上げ等含む)する前に記入をお願いします。
- (4) お支払い頂いた 一日登録費、年間登録費は返金いたしません。

## 5、フライトルール

- (1) 利用するときは、倉庫券売機横で入山チェックをしてください。
- (2) トップランしようとするときは、テイクオフに居る人に解るように、事前に大きな声を出すなど意思表示をしてください。  
グラハンなどしていて、降りる気配に気付かない人には、周囲からも声を掛けてください。
- (3) 看視者のいない単独フライトは禁止します。
- (4) JHF発行の教本の内容を守ってください。
- (5) プレフライトチェックを実施してください。
- (6) 「松本空港への着陸機との分離のためのエリア規制について」に記載された空域規制を順守してください。

## 6、ランディング

ランディングとして、犀川の川原、講習バーン、テイクオフを利用できます。

川原に降りる時は上流の生坂ダムの放流に注意すること。事前に放送があります。

## 7、クロスカントリーフライト

- (1) JHF発行の教本の内容に準じてください。
- (2) テイクオフから南へ約8kmからは、松本空港への着陸便のVOR着陸コースになっており、着陸便のランディングアプローチの時間帯は着陸コース内のフライトを制限する空域があります。着陸便の通過空域と運航状況を確認してください。南方面へのフライトは、安曇野市長峰山のフライトルールを確認してください。  
西、北方面へのフライトは、着陸便のRNPフライトコースに干渉します、各自 情報を入手し、ニアミスなど無いよう 安全を確保して下さい。

## 8、事故

- (1) 事故があったときは、フライヤーどうし協力して、人命優先で対応をお願いします。
- (2) 事故の報告は被害、ケガの有無にかかわらず、管理委員会に速やかに連絡してください。  
地権者、関係機関に対応するために必要です。(耕作地にアウトラン、山チン、ツリーランなど)
- (3) アウトランして損害があった場合は、所有者などに賠償し、報告書を提出してください。
- (4) はしご、担架などの応急用具は山頂の東屋に用意してあります。
- (5) 木など高所に不時着した場合、降下方法を熟知しているパイロット以外は救助を求め、救援者の指示に従ってください。

## 9、その他

ゴミは 持ち帰りましょう。

ハンググライダーは、安曇野ハングクラブ(代表:山崎恒男 090-3456-9549)に、

模型飛行機は 生坂ラジコンクラブ(代表:名畑裕夫 090-8843-8601)にお問合わせください。